

# **松本市災害時要援護者支援プラン マニュアル編(行政用)**

**平成23年2月  
(改訂)令和3年5月**

## <目次>

1	マニュアル編の概要	P.	1
2	災害の各局面における役割		
	要援護者班の各係の職務分担・フロー図	P.	2
	(1) 災害警戒・避難準備情報の発令・情報収集	P.	12
	(2) 安否確認・救出救助およびスクリーニング	P.	14
	(3) 福祉避難所設置・初動体制整備	P.	23
	(4) 避難所安定期における要援護者支援	P.	24
	(5) 応急仮設住宅への入所支援	P.	26
	<b>【資料編】</b>		
	資料1 各局面における対応の考え方（「ガイドライン編」より）	P.	30
	資料2 <災害警戒・避難準備情報の発令・情報収集>補足	P.	32
	資料3 <安否確認>補足	P.	33
	資料4 <福祉避難所>補足	P.	34
	資料5 福祉避難所の入所対象とその対応についての考え方（例）	P.	38
	資料6 福祉避難所におけるスペースおよび備蓄等（例）	P.	40
	資料7 福祉避難所における運営の流れ（例）	P.	40
	資料8 <避難所安定期における要援護者支援>補足	P.	41
	資料9 <応急仮設住宅への入所支援>補足	P.	42
	資料10 避難行動要支援者名簿の推進について	P.	43
	資料11 個人情報保護の基礎知識	P.	45
	資料12 関係法令等	P.	46

# 1 マニュアル編の概要

本編は、平成21年度に策定した「松本市災害時要援護者支援プラン（ガイドライン編）」に基づいて、その具体化を図り、官民協働による防災・減災体制を構築し、いかに日常的な地域活動と災害時の要援護者支援が連動していくのかをあわせて作成しました。

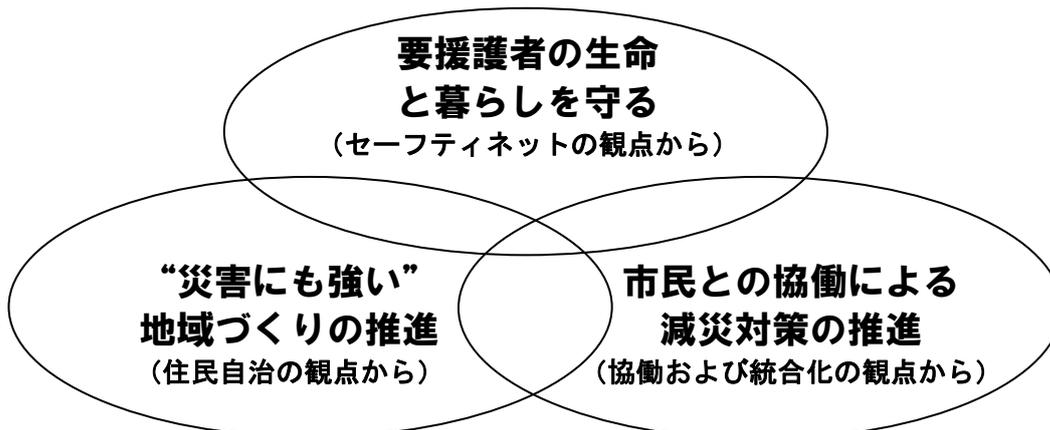
また、行政用、住民用、福祉事業者用の3種に分けて作成し、特に行政用については、「松本市災害応急対策職員行動マニュアル」の改訂に反映させ、より具体的な手順を定めていく予定です。

今後、訓練等を通じて表面化した課題、改善点を把握し、常にマニュアル内容の見直しを図ります。

## （参考）【基本理念（松本市地域防災計画・防災の基本方針）】

- 1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、それぞれの段階において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとるものとする。  
特に、災害時の被害を最小化する、いわゆる「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。
  - 周到かつ十分な災害予防
  - 迅速かつ円滑な災害応急対策
  - 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- 2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講じるものとする。
  - 防災施設・設備の整備の促進
  - 防災体制の充実
  - 市民の防災意識の高揚及び自主防災組織の育成強化
  - 高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や女性を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
  - 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立
  - 防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有
- 3 市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭に置いた防災対策を常日頃から講ずるものとする。
- 4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

## （参考）【松本市災害時要援護者支援プラン（ガイドライン編）より、3つの重点目標】



## 2 災害の各局面における役割 ※ 時間推移と各局面については資料1を参照

災害対策本部に「要援護者班」を設置し、次の4つの係に分かれて職務を分担します。

- ① 総務調整係
- ② 安否確認・避難生活支援係
- ③ 環境整備係
- ④ 救護・スクリーニング係

係	担当課	主な役割	具体的役割
① 総務 調整	福祉政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指揮本部との総合的連絡</li> <li>2 班内の災害対策の進行管理</li> <li>3 災害情報の収集・整理</li> <li>4 施設の被害調査</li> <li>5 班内の要員配備調整</li> <li>6 安否確認情報の集約・整理・報告</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 指揮本部との総合的連絡</li> <li><input type="checkbox"/> 班内の災害対策の進行管理・班内の要員配備調整</li> <li><input type="checkbox"/> 災害情報の収集・整理、施設の被害調査の統括</li> <li><input type="checkbox"/> 要援護者安否確認情報の集約及び報告</li> <li><input type="checkbox"/> 避難所における要援護者スペース設置の調整</li> <li><input type="checkbox"/> 事前協定における福祉避難所の設置調整</li> <li><input type="checkbox"/> 事前協定以外の福祉避難所の設置調整（大規模の場合）</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急入所対応調整</li> <li><input type="checkbox"/> 民生委員への協力依頼、総合調整</li> <li><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会との連絡調整</li> <li><input type="checkbox"/> 市民相談課との調整（総合相談窓口関係）</li> </ul>
	保険課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時要援護者の安否確認情報の集約・回収（地域づくりセンターと班本部との連絡・調整）</li> <li>2 他係の応援</li> </ol>	

② 安否確認・避難生活支援	障がい福祉課 生活福祉課	1 災害時要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児等）の安否確認と救助・救出・収容対策 2 ボランティアに関すること	<input type="checkbox"/> 要援護者の安否確認（障がい者、高齢者、難病、その他） <input type="checkbox"/> 救護・スクリーニング係（健康づくり課）との連絡調整 <input type="checkbox"/> 要援護者の入所対応（緊急入所、福祉避難所等） <input type="checkbox"/> 総合相談窓口の設置調整（心のケア、障がい専門相談関係） ⇒ 積極的外部支援者の活用 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターの立ち上げ調整・ボランティアの総合調整
	高齢福祉課	障がい福祉課・生活福祉課事務分掌と同じ	
	こども福祉課		
③ 環境整備	保育課	1 災害時要援護者に関する食料・生活必需品等に関すること 2 炊き出し対策に関すること（日赤奉仕団との連携）	<input type="checkbox"/> 各避難所等への食料・生活必需品の需給調整 <input type="checkbox"/> 各避難所における要援護者対策の関係部署との連絡調整 <input type="checkbox"/> 各避難所における要援護者対策の周知徹底 <input type="checkbox"/> 炊き出し支援（日赤奉仕団との連携） <input type="checkbox"/> 総合相談窓口の設置調整（児童関係）
	こども育成課	保育課事務分掌と同じ	
④ 救護・スクリーニング （医務班と兼務）	保健総務課	1 医療救護所の設置要請、受入、支援等 2 傷病者の収容対策	<input type="checkbox"/> 医療救護所の設置、受入、支援 <input type="checkbox"/> 傷病者の収容対策 <input type="checkbox"/> 病院との調整 <input type="checkbox"/> 要援護者のスクリーニング体制の整備 <input type="checkbox"/> 要援護者のスクリーニングに関する外部支援者への指導・調整 <input type="checkbox"/> 避難生活支援係（障がい福祉課・生活福祉課・こども福祉課）との調整 <input type="checkbox"/> 医療救護所管内への巡回指導（衛生管理・食事管理・健康管理）
	健康づくり課	1 医療救護所の設置要請、受入、支援等 2 医療・救護関係の資機材確保 3 被災家屋の消毒対策	

※ 「総合相談窓口の設置」は、①、②、③から選抜し、プロジェクトにて調整業務を行う。

要援護者班などの仕事の流れ(事前避難)  
 ※ 事前に災害が予想される風水害等を想定

	局面→	警戒期	事前避難期
		警戒	避難準備情報(90分～120分前)
(災害対策本部) 要援護者班	業務内容 担当部署等	支援体制の確保	要援護者を中心に避難誘導
①総務調整係	福祉政策課	危機管理課との調整 要援護者班への指示	危機管理課との調整 要援護者班への指示
	保険課	本庁に招集、待機 地区担当は支所等へ	支所等と班本部との連絡調整
②安否確認・避難生活係	障がい福祉課 生活福祉課	本庁に招集、待機	メーリングリストによる情報伝達 障害者関連施設へ電話 庁内のFAXを活用し送信
	高齢福祉課	本庁に招集、待機	メーリングリストによる情報伝達 介護関連施設へ電話 庁内のFAXを活用し送信
	子ども福祉課	本庁に招集、待機	メーリングリストによる情報伝達 児童施設へ電話 庁内のFAXを活用し送信
③環境整備係	保育課	本庁に招集、待機	保育所へ電話 引き渡し準備の調整
	子ども育成課	本庁に招集、待機	児童館・児童センターへ電話 引き渡し準備の調整
④救護・スクリーニング係	保健総務課	本庁に招集、待機	――
	健康づくり課	本庁に招集、待機	――
その他	人権・男女共生課	本庁に招集、待機	――
	地域づくり課	本庁に招集、待機	町会長への連絡・調整
	契約管財課	本庁に招集、待機	――
	住民	状況把握	安否確認 要援護者を中心に避難誘導
	消防	状況把握	携帯メールの発信
	福祉事業者	状況把握	携帯メールの受け取り

		発災	発災～24時間	必要な
避難勧告(60分前)	避難指示・命令(30分前)			
避難誘導 施設状況確認	避難誘導 施設状況確認	基盤整備作業	福祉施設の被害状況確認	
危機管理課との調整 要援護者班への指示	危機管理課との調整 要援護者班への指示	→ 応援体制の調整	→	
地域づくりセンターと班本部との 連絡調整	地域づくりセンターと班 本部との連絡調整	→ 応援体制の調整 他係の応援	→	
要援護者の避難支援 施設状況確認	→	→ 係の確立	確認作業・とりまとめ 場合によって搬送要請	※1 該当 マーキング
要援護者の避難支援 施設状況確認	→	→ 係の確立	確認作業・とりまとめ 場合によって搬送要請	庁内FAXで 確認
要援護者の避難支援 施設状況確認	→	→ 係の確立	確認作業・とりまとめ 場合によって搬送要請	
利用者の引き渡し支援 施設状況確認	→	→ 係の確立	確認作業・とりまとめ 場合によって搬送要請	
利用者の引き渡し支援 施設状況確認	→	→ 係の確立	確認作業・とりまとめ 場合によって搬送要請	安 否
		→ (災害の状況に応じて) 医療救護所の開設準備		確 認
		→ (災害の状況に応じて) 医療救護所の開設準備		情 報
		→		の
		→ 町会長への連絡・調整	→	
		→	搬送車の確保・調整	※2 各事 時の搬送方 両の所有状 確認する必
		→ 避難所移動 名簿の作成・報告	→	
		→ 避難移動支援	→	
		→ 利用者確認・報告	→	

(安否確認／救出・救助)

	局面→	発災	救出・救助期	
			発災～3時間	
(災害対策本部) 要援護者班	業務内容 担当部署等	支援体制の確保	救出・救助の手配 安否確認	
①総務調整係	福祉政策課	本庁に招集	要援護者班体制の確立	➡
	保険課	本庁に招集、地区担当 は地域づくりセンター等へ	要援護者班体制の確立	➡
②安否確認・避難 生活係	障がい福祉課 生活福祉課	本庁に招集	➡	
	高齢福祉課	本庁に招集	➡	
	こども福祉課	本庁に招集	➡	
③環境整備係	保育課	本庁に招集	➡	
	こども育成課	本庁に招集	➡	
④救護・スクリー ニング係	保健総務課	発災後すみやかに医療 救護所の開設準備	➡	
	健康づくり課	発災後すみやかに医療 救護所の開設準備	➡	
その他	地域づくり課	本庁に招集	町会長への連絡・調整	➡
	契約管財課	本庁に招集		
	住民		救出・救助 安否確認	➡
	消防		救出・救助 安否確認	➡
	福祉事業者		救出・救助 安否確認	➡
	要援護者		身の安全を確保	➡

～24時間	～72時間		～1週間
基盤整備作業	福祉施設及び所管施設の被害状況確認	要援護者の安否確認	要援護者の安否確認終了
応援体制の調整	→	外部支援者の配置調整	要援護者安否確認とりまとめ／国・県へ報告
応援体制の調整 他係の応援	→	→	↑
係の確立	確認作業	避難所からの名簿と市データの照合	安否確認完了
係の確立	確認作業	避難所からの名簿と市データの照合	安否確認完了
係の確立	確認作業	避難所からの名簿と市データの照合	安否確認完了
係の確立	確認作業		
係の確立	(確認作業)		
		→	
		→	
	搬送車(ストレッチャー付き)の確保・調整		
避難所移動 名簿の作成・報告	→		市データの開示 再度、安否確認依頼
救出・救助	→		市データの開示 再度、安否確認依頼
利用者確認・報告	→		市データの開示 再度、安否確認依頼
避難所移動			

(スクリーニング) 避難誘導後、要援護者については、心身の状況に合った生活環境の場(福祉避難所など)に移動してもらう必要があり、一人ひとりについてそれを判断して振り分ける業務がスクリーニングです。

	局面→	発災時	救出・救助期	
			発災～3時間	
(災害対策本部) 要援護者班	業務内容 担当部署等	支援体制の確保	救出・救助の手配 安否確認	
①総務調整係	福祉政策課	本庁に招集	要援護者班体制の確立 →	
	保険課	本庁に招集	要援護者班体制の確立 →	
	④救護・スクリーニング係	保健総務課	48時間以内に医療救護所の開設準備	医療救護所業務
		健康づくり課①	48時間以内に医療救護所の開設準備	医療救護所業務 スクリーニング
		健康づくり課②	本庁に招集	スクリーニング体制の確立 →
その他	住民		救出・救助、生命の危険のある人を病院へ搬送 →	
	消防		救出・救助、生命の危険のある人を病院へ搬送 →	
	福祉事業者		救出・救助、生命の危険のある人を病院へ搬送 →	

~24時間	~72時間			~1週間
基盤整備作業	スクリーニング体制整備			
応援体制の調整	→		外部支援者の配置調整	→
応援体制の調整 他係の応援				
	-----			→
	-----			→
外部支援者(保健師)の配置調整	-----			
避難所移動 要援護者を医療救護所へ				
救出・救助				
利用者確認・報告 要援護者を医療救護所へ				

(避難生活)

	局面→	避難生活期		
		～24時間		
(災害対策本部) 要援護者班	業務内容 担当部署等	基盤整備作業	緊急入所・福祉避難所調整	
①総務調整係	福祉政策課	応援体制の調整	外部支援者調整 災害ボランティアセンター調整	
	保険課	応援体制の調整 他係の応援		
	②安否確認 ・避難生活係	障がい福祉課	係の確立	事前協定に基づく入所者枠の確保・調整
		生活福祉課	係の確立	事前協定に基づく入所者枠の確保・調整
		高齢福祉課	係の確立	事前協定に基づく入所者枠の確保・調整
	子ども福祉課	係の確立	(事前協定に基づく入所者枠の確保・調整)	
	③環境整備係	保育課	係の確立	(商工との連絡体制の確立)
		子ども育成課	係の確立	(商工との連絡体制の確立)
	④救護・スクリーニング係	保健総務課		
		健康づくり課	スクリーニング作業	各医療救護所ごとに緊急入所、福祉避難所入所者のとりまとめ
⑤相談支援	各課より			
その他	地域づくり課	町会長との連絡・調整		
	契約管材課			
	住民	避難所移動場所の確保	避難所運営委員会の立ち上げ、運営	
	福祉事業者	利用者確認・報告	入所受け入れ調整、サービス再開調整	
	要援護者	身の安全の確保		

～72時間		～1週間		～3週間
(引き続き)入所調整 一般避難所・環境整備		入所手続き		仮設移行
		要援護者班・総務機能		
リストをもとに振り分け作業	→	入所手続き 場合によって搬送手続き	→	入退所調整
リストをもとに振り分け作業	→	入所手続き 場合によって搬送手続き	→	入退所調整
リストをもとに振り分け作業	→	入所手続き 場合によって搬送手続き	→	入退所調整
優先提供品目(要援護者 用)の確保・割振調整	→	物資配分(福祉避難所、 一般避難所)		保育所再開調整
優先提供品目(要援護者 用)の確保・割振調整	→	物資配分(福祉避難所、 一般避難所)		児童館再開調整
入所者リストの報告	→	避難所巡回・指導 (外部支援者含む)	→	
		相談支援窓口の開設調 整(福祉計画課)	→	相談支援窓口の開設
		搬送車の確保・調整		

(1)災害警戒・避難準備情報の発令・情報収集

○担当： 

安否確認・避難生活係
環境整備係

7 風水害等の場合

災害が発生するまでに的確な情報を把握し、要援護者への情報提供や高齢者等避難の発令を行います。また、福祉事業者への迅速な情報伝達により、要援護者への適切な指示、助言を行います。

情報提供は、メール、電話、FAX等、あらゆる情報伝達手段を用いて、要援護者に必要な情報を届けます。

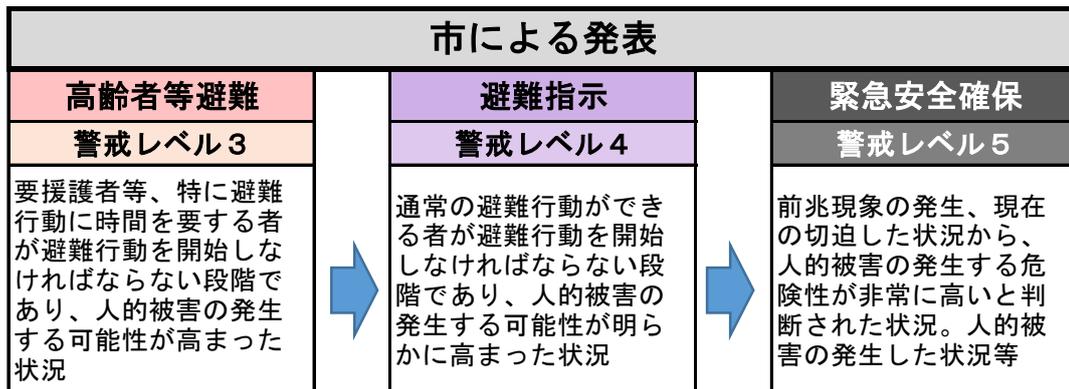
【基本的な考え方】

- \* 要援護者等、避難行動や情報面での支援を要する人も含めた住民の確実な避難
- \* 行政（要援護者班）は、風水害情報をいち早く入手し、関係機関（住民、福祉事業者等）へ情報伝達する体制に入る。
- \* 道路冠水等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保
- \* 真に切迫した状況では、生命を守る最低限の行動の選択
- ※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

【災害警戒・情報収集における役割分担】

対応主体	取り組み内容
行政	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集・伝達（河川情報、気象警報等の収集・整理・伝達）、災害危険箇所の警戒 <input type="checkbox"/> 社協、相談支援事業者、福祉事業者、民生委員、自主防災組織等地域関係者への情報伝達・連絡調整 <input type="checkbox"/> 避難所の開設準備 <input type="checkbox"/> 避難準備情報の発令（多様な伝達手段を活用） <input type="checkbox"/> 最優先要援護者等の連絡
相談支援事業者、福祉事業者	<input type="checkbox"/> 行政からの情報を受け、要援護者支援体制の確保 <input type="checkbox"/> 河川情報、気象警報等の情報収集 <input type="checkbox"/> サービス利用者への情報伝達
地域組織・団体・災害ボランティアセンター	<input type="checkbox"/> 河川情報、気象警報等の情報収集 <input type="checkbox"/> 行政からの情報を受け、要援護者支援体制の確保 <input type="checkbox"/> 要援護者への情報伝達
災害時要援護者・家族	<input type="checkbox"/> 河川情報、気象警報等の情報収集 <input type="checkbox"/> 防災（避難）グッズの確認 <input type="checkbox"/> 支援者からの情報受理

【避難に関する情報】



災害時要援護者は、情報収集や避難の判断、避難行動に困難を伴い、一般の避難者より避難に多くの時間を必要とし、何らかのサポートが必要となるため、本市では、「避難指示」の発令の前に、「高齢者等避難」情報を設けています。

「高齢者等避難」情報は、災害発生の危険性が予想される段階で、非常持ち出し品の用意や 家族等への連絡等、避難するための事前準備を呼びかけると同時に、避難行動に困難を伴う災害時要援護者等に対し、災害発生の危険が高まる前に早めの避難を呼びかけるものです。

【補足説明】 → P 3 2

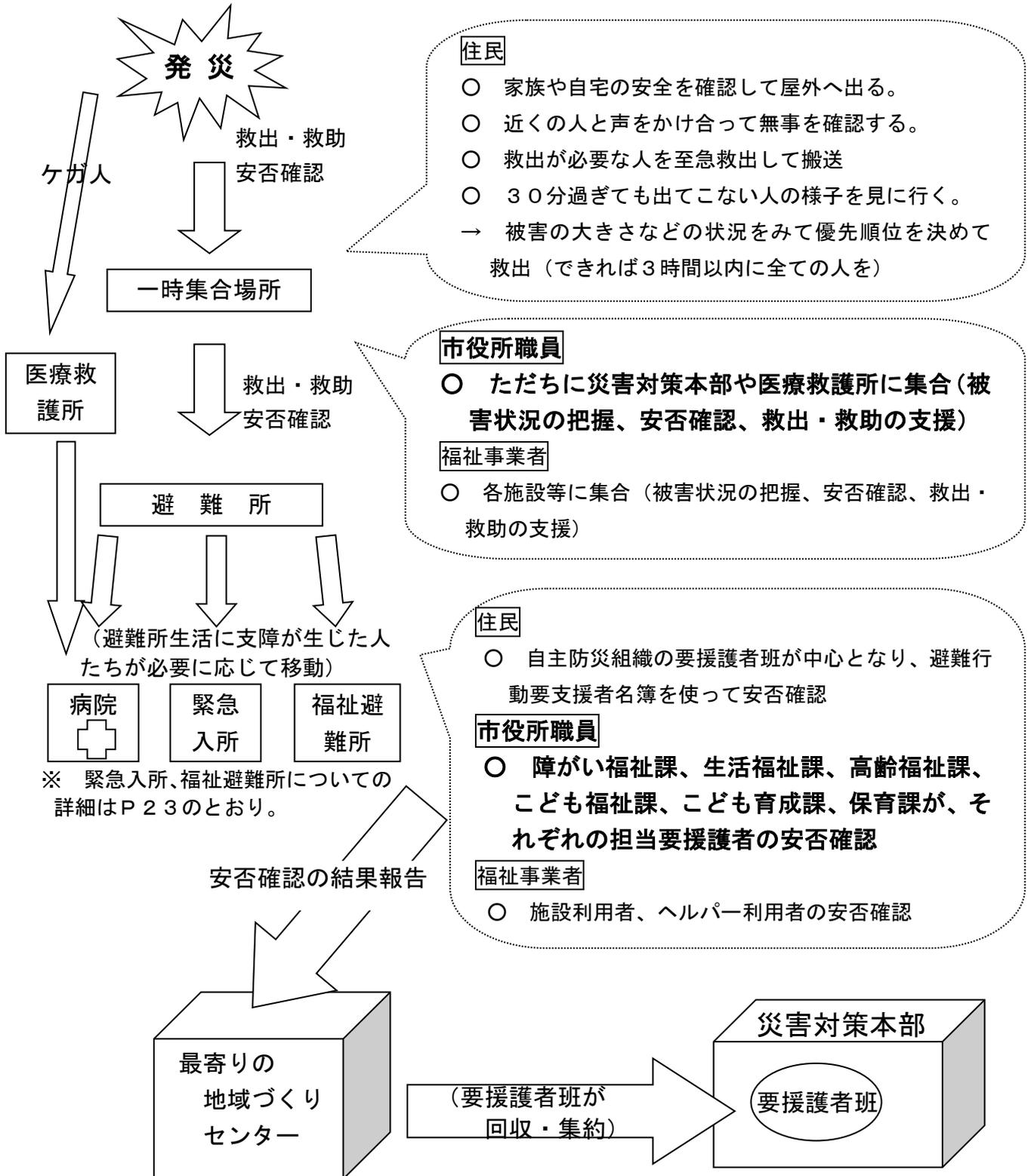
(2) 安否確認・救出救助およびスクリーニング

○担当：	安否確認・避難生活係
	環境整備係
	総務調整係（集計業務）

7 安否確認・救出救助

発災後、素早く安否確認を完了させるためには、地域住民、福祉事業者等からの情報提供が不可欠になります。3日間での完了をめざします。

【大地震を想定した安否確認の流れ（大枠のイメージ）】（発災から概ね2週間まで）



**住民**

- 家族や自宅の安全を確認して屋外へ出る。
- 近くの人と声をかけ合って無事を確認する。
- 救出が必要な人を至急救出して搬送
- 30分過ぎても出てこない人の様子を見に行く。
- 被害の大きさなどの状況を見て優先順位を決めて救出（できれば3時間以内に全ての人を）

**市役所職員**

- ただちに災害対策本部や医療救護所に集合（被害状況の把握、安否確認、救出・救助の支援）

**福祉事業者**

- 各施設等に集合（被害状況の把握、安否確認、救出・救助の支援）

**住民**

- 自主防災組織の要援護者班が中心となり、避難行動要支援者名簿を使って安否確認

**市役所職員**

- 障がい福祉課、生活福祉課、高齢福祉課、こども福祉課、こども育成課、保育課が、それぞれの担当要援護者の安否確認

**福祉事業者**

- 施設利用者、ヘルパー利用者の安否確認

※ 緊急入所、福祉避難所についての詳細はP23のとおり。

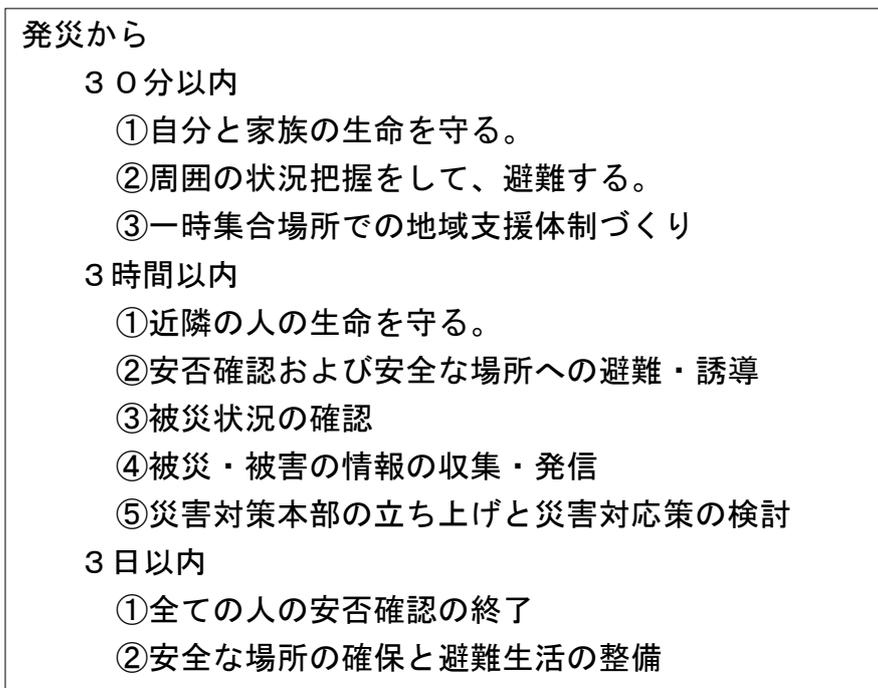
※ 安否確認の報告・集計などについての詳細はP15～17のとおり。

## 【安否確認を効率的に行うために】

安否確認や救出を効率的に行うために、災害が起きた場合の行動について（特に一時集合場所→避難所への流れ）を、日頃からよく地域住民に周知しておく必要があります。

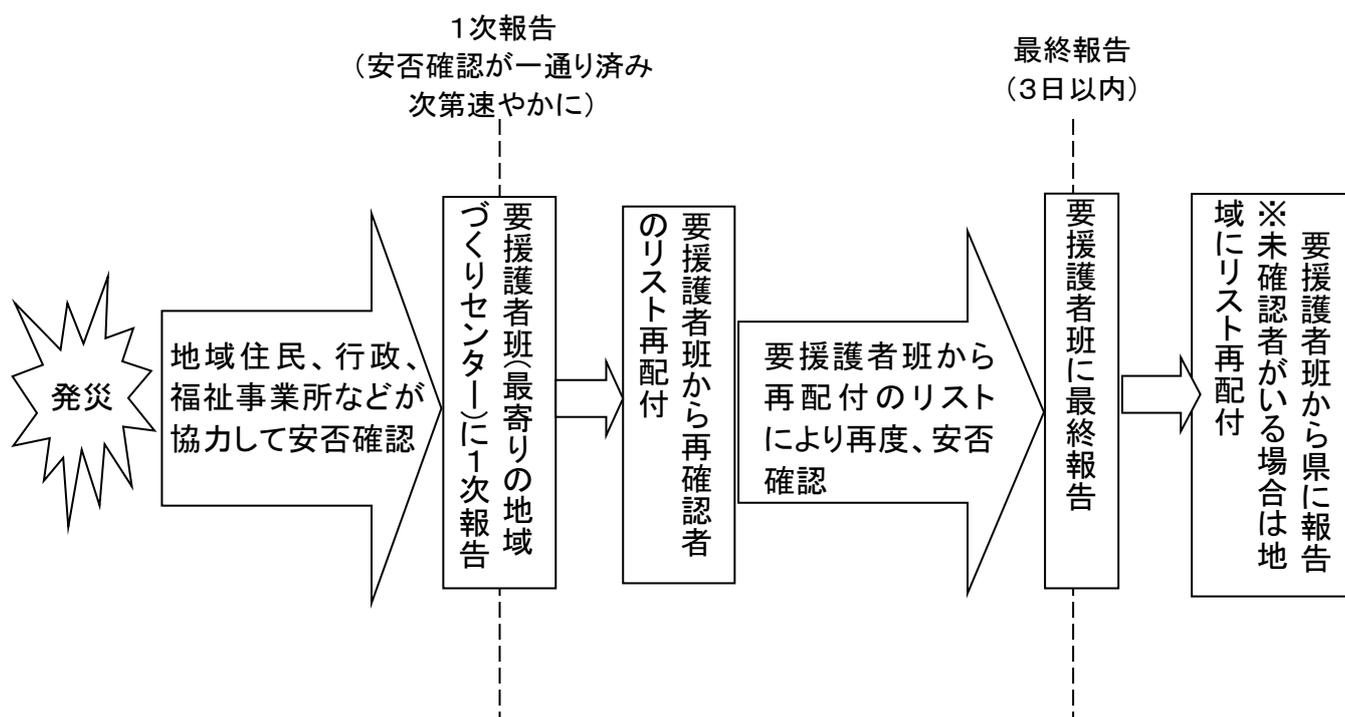
さらに、次のことを一応の目安として行動する必要があります。

（いわゆる“3・3・3の法則”）

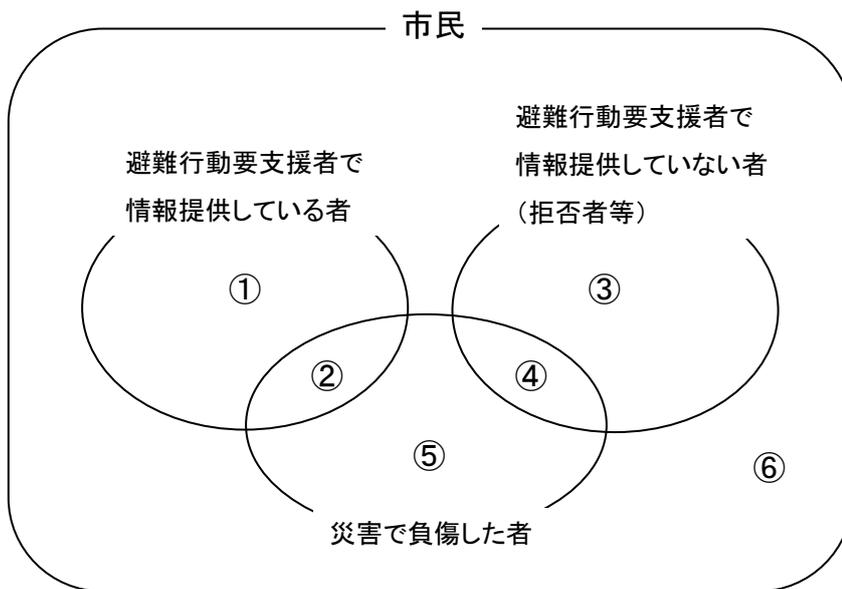


【補足説明】 → P 33

## 【安否確認の報告・集計の流れ】



**【災害発生時の要援護者の関係図】** ※安否確認をどのような役割分担で行うかを明確にします。



災害時は、左図のとおり「避難行動要支援者で情報提供している者」、「避難行動要支援者で情報提供していない者（拒否者等）」、「災害で負傷した者」の3種の要援護者に対する支援が必要となり、どれにも該当しない、元気な人たち（⑥）が協力し合い、その方々の支援をします。

発災直後、②④⑤は医療救護所で治療し、その後、症状の度合に応じて、病院、避難所、福祉避難所等へ搬送します。

**【安否確認の役割分担と手順（詳細）】** ※ 大枠の流れはP 14、15のとおり

	要援護者班 (障がい福祉課・生活福祉課、高齢福祉課、こども福祉課、保育課、こども育成課)	地域住民		福祉事業所 (各種の福祉施設)
		自主防災組織の要援護者班	町会長、隣組長その他	
安否確認の範囲 (一応の目安)	・障がい福祉課・生活福祉課、高齢福祉課、こども福祉課→上図の③④ ・保育課、こども育成課→所管施設の児童	上図の①②	近隣（隣組など）の人	施設入・通所者、ヘルパー利用者など
発災直後の安否確認	・障がい福祉課・生活福祉課、高齢福祉課→避難行動要支援者名簿（サンプル：P 18）により、安否確認 ・その他の課は、独自の名簿等に基づいて安否確認	・地域関係者が持つ避難行動要支援者名簿の掲載者を安否確認	・近隣の人と声をかけあいながら一時集合場所へ集合する中で安否確認 ・救助が必要な人の情報を行政に伝える。	・自施設で担当する要援護者の安否を確認し、任意の様式で安否確認リストを作成

1次報告	<p>・ <u>安否確認が一通り済み次第速やかに、それぞれの持ち場で作成した、チェック済みのリストを最寄りの地域づくりセンターへ届ける。</u>（要援護者班が回収）市役所職員（安否確認に回った者）は、随時、要援護者班へ持ち込む。</p> <p>※ 所在を確認できなかった人は不明者として、現状を報告する。</p>
1次集計	<p>・ 要援護者班は、提出されたチェック済みリスト、医療救護所の情報（医務班から情報を受ける）、避難所受付名簿等の突合により集計を行う。</p>
安否確認リスト再配付	<p>・ 要援護者班による1次集計の結果（<u>安否不明者のリスト</u>）を配付。（要援護者班から、1次報告がされたのと同じ地域づくりセンターへ配付するので、1次報告者が取りに来る。）</p>
1次報告の後から、発災3日目までに行う安否確認	<p>・ <u>再配付されたリストにより安否確認</u>（状況に応じて、安否確認の範囲（一応の目安）に関わりなく、臨機応変の役割分担により安否確認を急ぐ。）</p>
最終報告	<p>・ 発災から3日目の12時までに、再配付リストの登載者の全員を確認し、結果を記入したリストを、最寄りの地域づくりセンターへ届ける。市役所職員（安否確認に回った者）は、期限にこだわらず、随時、要援護者班へ持ち込む。</p> <p>※ 所在を確認できなかった人は不明者として、必ず期限までに現状を報告する。</p>
最終集計	<p>1次集計と同様。</p>
不明者の搜索	<p>・ 要援護者班による最終集計の結果、安否不明者が残る地域については、指揮本部と協議の上、消防、自衛隊などと連携して搜索。</p>

次ページからの様式は、下記の期限までに、下記の場所に届ける。

○1次報告・・・安否確認が一通り済み次第速やかに、最寄りの地域づくりセンターまで

○最終報告・・・発災から3日目の12時までに、最寄りの地域づくりセンターまで

※ もし状況が許せば、それぞれの担当範囲ごとに安否確認した結果を照らし合わせて、できるところまで集約を行う。

松本市避難行動要支援者名簿

2020/10/5作成  
 地区名:〇〇 町会名:〇〇町  
 件数:4件

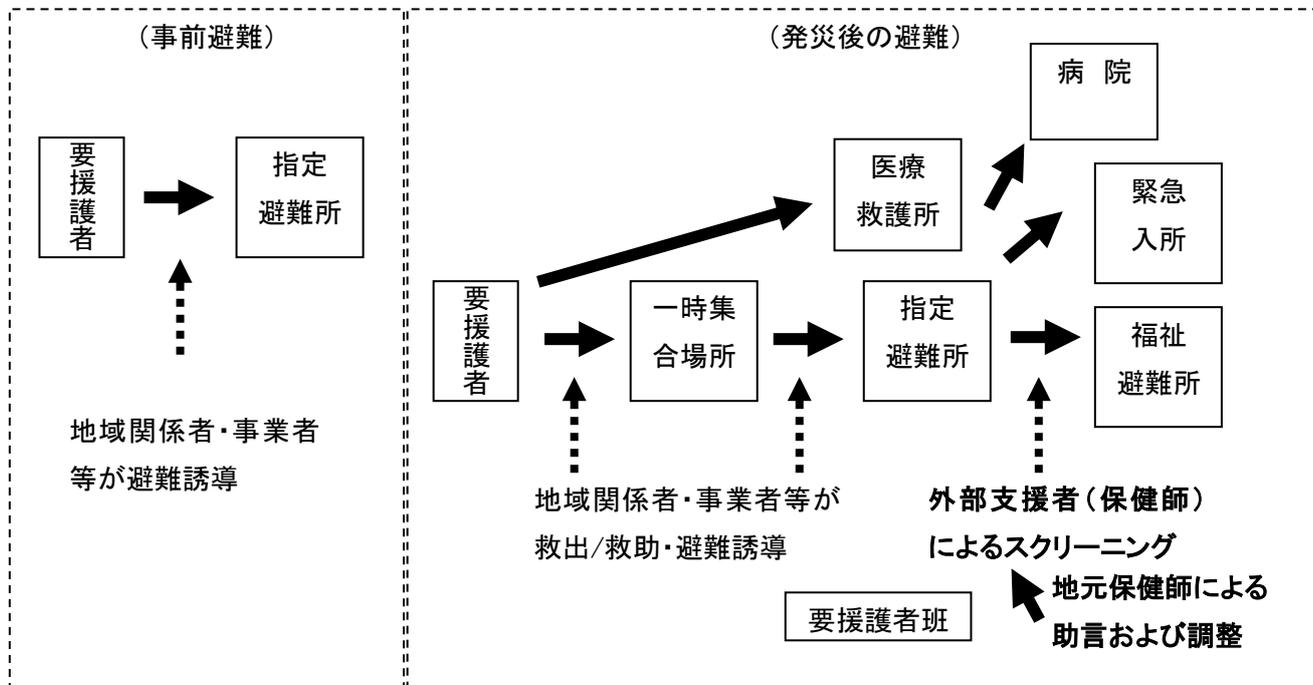
No	氏名	生年月日	電話番号	住所	介護保険	障害者	難病患者	高齢者	その他	その他支援事由	備考
		年齢(性別)	携帯番号								
1	まつもと たろう	昭和17.7.〇〇	〇〇-××××	松本市〇〇〇〇番地〇〇号						〇 介護保険の認定を受けているため、 高齢のため、認知症	
	松本 太郎	77(男)	090-〇〇〇〇-××××								
2	かみこうち はなこ	昭和37.11.〇〇		松本市〇〇〇〇番地〇〇号		〇					
	上高地 花子	59(女)									
3	ももせ いちろう	昭和19.2.〇〇	〇〇-××××	松本市〇〇〇〇番地〇〇号	〇		〇	〇			
	百瀬 一郎	76(男)									
4	たかはし さちこ	平成21.4.〇〇		松本市〇〇〇〇番地〇〇号		〇				寝たきりで人工呼吸器を使用している	
	高橋 幸子	11(女)									
5											
6											
7											
8											
9											
10											

## イ スクリーニング

○担当： 救護・スクリーニング係

避難誘導後、要援護者については、心身の状況に合わせた生活環境の場に移動してもらう必要があります。そのため各避難所において、スクリーニングを行います。

### 【避難誘導～スクリーニングの流れ】



実際のスクリーニングは主として外部支援者が行い、健康づくり課の保健師は指導・調整・配置を行います。健康づくり課の保健師で医療救護所の対応をしていた者は、医療救護所の任務が終了次第合流します。

初めは避難所での業務が中心になりますが、その後、在宅の要援護者へと比重が移ります。在宅でサービスを利用している人は、居宅介護支援事業所が安否確認と同時にスクリーニングを行います。

スクリーニング用紙の様式は次頁からのとおりです。作成したシートは、安否確認・避難生活支援係（障がい福祉課・生活福祉課・高齢福祉課・こども福祉課）に引き継ぎます。

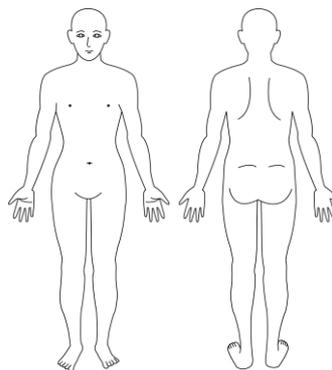
**第1シート 発災～4日目くらいまで**

記入日( 月 日 回目)

**災害時における避難生活期に向けてのスクリーニングシート**

記入者( )

フリガナ 氏名	( 才) 男 女 所在地	自宅( )・避難所( )・その他
住所		電話番号
同居・家族構成	( )同居家族あり ⇒ ( )同居家族なし 付添人( 続柄: )	
簡易所見	<input type="checkbox"/> 透析、酸素、吸引など、緊急的な支援の必要性が見受けられる <input type="checkbox"/> ケガ、身体の状態、発熱、脈や発汗の異常性等から体調不良や支援の必要性が見受けられる <input type="checkbox"/> 脈や発汗の異常性等から、体調不良や支援の必要性が見受けられる <input type="checkbox"/> その他( )	
<b>ADL情報</b>	<b>軽 度</b> → <b>重 度</b>	
① 移動・移乗	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 杖・補助具 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 支援必要 <input type="checkbox"/> 全介助(避難所生活困難)
② 食事	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 特別食等要配慮 <input type="checkbox"/> 支援必要 <input type="checkbox"/> 全介助(避難所生活困難)
③ 排せつ	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> ポータブルトイレ <input type="checkbox"/> 支援必要 <input type="checkbox"/> オムツ・パッド <input type="checkbox"/> 全介助(避難所生活困難)
④ 入浴	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 支援必要 <input type="checkbox"/> 福祉道具必要 <input type="checkbox"/> 要介助 <input type="checkbox"/> 全介助
⑤ コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 福祉用具必要 <input type="checkbox"/> 意思疎通困難 <input type="checkbox"/> 意思表示困難 <input type="checkbox"/> 見えない <input type="checkbox"/> 難聴
⑥ 行動(障がい)	<input type="checkbox"/> 特になし	<input type="checkbox"/> 感情が不安定 <input type="checkbox"/> 被害的 <input type="checkbox"/> 徘徊 <input type="checkbox"/> その他( )
介護認定等情報	介護認定 有( )・無( ) 障害手帳 有( )・無( ) その他留意事項( )	<input type="checkbox"/> 透析( ) <input type="checkbox"/> 在宅酸素( ) <input type="checkbox"/> 食事制限( ) <input type="checkbox"/> アレルギー( ) <input type="checkbox"/> 経管栄養( ) <input type="checkbox"/> インスリン注射( ) <input type="checkbox"/> 感染症( ) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> オムツサイズ( S・M・L・LL・( ) )
現在の疾病・病名・服薬名	お薬手帳 有・無	
連携している専門職	かかりつけ医	担当: _____ TEL: _____
	ケアマネジャー	担当: _____ TEL: _____
	包括支援センター	担当: _____ TEL: _____
家族住所・連絡先		
必要物品		
特記事項		



\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

<b>判断</b>	( ) 避難所で生活できる。ただし、マット・ポータブルトイレ・食事配慮など必要 ( ) 避難所で、地域や家族の支援が必要 ( ) 福祉避難所入所が必要 ( ) 在宅でのケア・介護保険制度活用などが必要⇔( ) ( ) 医療ケア・入院等が必要 ( ) その他
-----------	---

名前( )

**第2シート** 第1シート記入から1週間目を目途に

※記入日( )

※生活7領域から見た被災生活の状況(該当する□を塗りつぶして下さい)

生活7領域		望み・意欲・関心		判断		
		やる気ある	やる気ない	本人可能	一部・必要	全・必要
衣	清潔な下着・オムツの確保が急がれる	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部支援必要	<input type="checkbox"/> 支援必要
	清潔な下着・衣類の着替えが必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部介助必要	<input type="checkbox"/> 全介助必要
	下着や衣類の整理・洗濯が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部介助必要	<input type="checkbox"/> 全介助必要
食	水分の確保・制限が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部支援必要	<input type="checkbox"/> 支援必要
	配慮ある食事の確保・制限が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部支援必要	<input type="checkbox"/> 支援必要
	食事介助が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部介助必要	<input type="checkbox"/> 全介助必要
住	安心して眠れる場所の確保が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部支援必要	<input type="checkbox"/> 支援必要
	移動・移乗介助が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部介助必要	<input type="checkbox"/> 全介助必要
	集団生活環境への配慮が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部支援必要	<input type="checkbox"/> 支援必要
体の健康	障がい・痛みの対応が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部介助必要	<input type="checkbox"/> 全介助必要
	受診・治療が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部支援必要	<input type="checkbox"/> 支援必要
	服薬介助が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部介助必要	<input type="checkbox"/> 全介助必要
	体を動かすケアが必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部介助必要	<input type="checkbox"/> 全介助必要
	体の清潔を保つケアが必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部介助必要	<input type="checkbox"/> 全介助必要
	口腔ケアが必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部介助必要	<input type="checkbox"/> 全介助必要
心の健康	睡眠不足や不安除去が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部支援必要	<input type="checkbox"/> 支援必要
	PTSDへの対応が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部支援必要	<input type="checkbox"/> 支援必要
	意欲や希望のある状態への配慮が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部支援必要	<input type="checkbox"/> 支援必要
家族関係	家族の支援が震災により得られない	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部支援必要	<input type="checkbox"/> 支援必要
	家族や親せきからの支援が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部支援必要	<input type="checkbox"/> 支援必要
	家族との連絡調整や交流が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部支援必要	<input type="checkbox"/> 支援必要
社会関係	近隣や親しい人との交流が困難	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部支援必要	<input type="checkbox"/> 支援必要
	くらしの復旧に必要な情報が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部支援必要	<input type="checkbox"/> 支援必要
	くらしの復旧に必要な生活物資等が必要	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> できる	<input type="checkbox"/> 一部支援必要	<input type="checkbox"/> 支援必要

(引き継ぎの留意点)

1. 初回の判断からの変化を確認(改めて適切な判断内容を記入して下さい)

( ) 医療的ケア<入院>、福祉的ケア<緊急入所>が必要と考えられる

( ) 福祉避難所入所が必要と考えられる

( ) 一般避難所生活可能と考えられる

( ) 在宅にて介護保険制度活用が望ましい⇒( )

( ) その他⇒( )

2. 引き継ぎに関する連絡事項や留意点などについて記入して下さい

**個別カルテ**

記録 ( ) 枚目

名前( )

日時	令和 年 月 日( )	記入者・記入者連絡先	
観察事項(課題)	対応事項		結果・評価
今後の目標設定			
引継事項			

日時	令和 年 月 日( )	記入者・記入者連絡先	
観察事項(課題)	対応事項		結果・評価
今後の目標設定			
引継事項			

(3) 福祉避難所設置・初動体制整備 ○担当：	総務調整係
	安否確認・避難生活係
	環境整備係

### 7 緊急入所・福祉避難所設置

災害時要援護者の、一般避難所等における関連死等の二次災害を防ぐために、適切な避難場所を確保します。

事前協定した施設以外における福祉避難所の設置調整は、総務調整係（福祉政策課・保険課）が対応します。

要援護者の入所調整は、安否確認・避難生活係（高齢福祉課・障がい福祉課・生活福祉課・こども福祉課）が対応します。

必要物資の調整は、環境整備係（保育課・こども育成課）が対応します。

福祉避難所までの移送については、事前協定先が民間施設の場合は、できる限り民間施設で移送の手配をしてもらい、公共施設の場合は、関係部課に協力を求めて確保します。

#### 【避難所での初動体制～環境整備時期における役割分担】

対応主体	取組み内容
行政	<input type="checkbox"/> 避難所の運営 <input type="checkbox"/> 施設への緊急入所措置及び福祉避難所開設準備・調整 <input type="checkbox"/> 要援護者の避難者名簿の作成、安否確認 <input type="checkbox"/> 要援護者用窓口の設置 <input type="checkbox"/> 避難所における緊急対応(トイレの設置等)
相談支援事業者、福祉事業者	<input type="checkbox"/> 体調不良を訴える要援護者の搬送 <input type="checkbox"/> (引き続き)サービス利用者の安否確認、避難支援 <input type="checkbox"/> (事前協定に基づく)緊急入所受け入れ <input type="checkbox"/> (事前協定に基づく)福祉避難所設置協力・運営
地域組織・団体・災害ボランティアセンター	<input type="checkbox"/> 地域内の要援護者の安否確認(避難所にて要援護者名簿の作成を行った上で抜け、漏れ、落ちの確認) <input type="checkbox"/> 避難所内外における要援護者のニーズ把握・対応 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
災害時要援護者・家族	<input type="checkbox"/> (引き続き)支援者とともに避難 <input type="checkbox"/> 施設への緊急入所、福祉避難所入所

【補足説明】 → P 34～40

(4) 避難所安定期における要援護者支援

○担当：	安否確認・避難生活係
	環境整備係
	救護・スクリーニング係

7 避難所の安定期

市は、地域住民との協働により避難所の設置と運営管理を行います。同時に要援護者支援の充実を図るため、「①被災者への情報発信」、「②住民による徹底した管理（衛生・食事・健康）体制」、「③心のケア」が実現される調整をします。

【避難所における環境整備にあたっての留意点】

項目	内容
情報伝達・発信	<p>避難所では、被災者に対し、必要かつ正確な情報伝達・発信につとめる必要があります。特に、要援護者に対しては、障がい等の状況に応じて適切な対応を行い、不安感の解消にも配慮しながら、情報の提供を行います。</p> <p>具体的には、掲示板の設置、手話通訳士の派遣、口答による適宜適切な情報提供、要援護者相談窓口の開設等が考えられます。</p>
衛生管理	<p>快適な避難所運営を送るために、病気を出さない環境整備を住民に徹底してもらうことが重要となります。</p> <p>必ず布団をあげて掃除をしてから食事をする、洋式等快適で安全なトイレを設置する、各所に消毒液を配備する、等が想定されます。</p>
食事管理	<p>避難所の食事については、自衛隊による炊き出しや弁当の配給が想定されるが、要援護者にとって充分配慮されたものではなく、配慮が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者及び障がい者・・・塩分に配慮、温かい、やわらかい食事</li><li>・内部障がい者・・・障がい、疾病に応じた食事、食事制限のある場合は、十分な配慮が必要</li><li>・乳幼児・・・粉ミルク、離乳食</li></ul>
健康管理	<p>避難所においては、集団生活を行う中で、体調面の管理は非常に重要です。車中泊の被災者がエコノミークラス症候群に陥る事例も見られます。</p> <p>1日1度は避難所の建物内から出て、身体を動かすことが重要です。出歩くことが困難な要援護者、被災者については、保健師、レクリエーション指導者等が、その場でも可能な軽い運動を促し、健康管理に努めることが求められます。</p> <p>また、心理面でのケアについても、例えば保健師、社会福祉士・精神保健福祉士の巡回指導、相談窓口の開設等が考えられます。</p>

<p>新型コロナウイルス感染症対策</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行下における避難所運営に際しては、密閉、密集、密接のいわゆる「3密」の回避を基本事項とし、それを具体化する必要があります。</p> <p>例えば密集を回避するには、避難所の受入人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難場所・避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの面積を確保します。密接、密閉を回避するには、十分な換気に努めるとともに、世帯間の間隔を2m確保する、発熱、咳等の症状が現れた者のための専用のスペースの確保をすといった対策が考えられます。</p>
<p>心のケア</p>	<p>長期にわたる避難所生活では、ストレスや不安等で精神的な疲労が蓄積されてきます。そういった被災者(特に要援護者になり得る層)に対してのカウンセリングや巡回相談等が考えられます。</p>

【補足説明】 → P 4 1

(5) 応急仮設住宅への入所支援

○担当： 安否確認・避難生活係  
建設部（設置調整）

ア 入所支援

住宅再建は要援護者支援において中長期の重要課題となります。従来からの地域コミュニティを崩さず、バリアフリーに配慮した整備を進めます。

【仮設住宅設置において配慮すべき事項】

- \* 地域コミュニティを意識した入居（同じ地区の被災者を近くに固める）
- \* バリアフリーに配慮した設計・建設
- \* 要援護者は日常から通っている病院等に近いところへ優先的に入居
- \* 入居にあたっての設備の説明（IH調理器等、電気機器や電話等の契約方法、使用方法等の丁寧な説明）
- \* 心のケア、住民間交流を目的とした集合施設の併設
- \* 生活支援専門員の設置
- \* 交通手段の確保（通院通学等の困難を見極める）

【要援護者の仮設入居において想定されるトラブル・課題】

	想定される主なトラブル・課題	解決策案
安全面	・玄関の段差やふみ面の狭さ、浴室の狭さ等、移動時の転倒	・スロープの設置、手すりの取り付け
	・火元管理における危険性	・IHヒーターの導入（新潟中越沖地震では全ての仮設住宅に導入）
	・押し売り、詐欺等の被害にあう危険性	・生活支援相談員による日常的な相談支援
保健面	・夏と冬の気温の変化による体調悪化	・冷暖房設備の完備
	・隣家の騒音、車や電車等の騒音によるトラブル、ストレス	・生活支援相談員による日常的な相談支援 ・仮設内集会所、心のケア支援団体等の活用
	・閉じこもりによる廃用症候群の発生	・生活支援相談員による日常的な相談支援 ・仮設内集会所を活用したサロンの実施
利便・快適面	・病院の通院等における移動の困難。立地に関する不便性	・公的サービス、移送サービス等、在宅サービスの適用
	・電話の開線方法、その他備品の使用方法がわからない不便性	・ボランティア等によるわかりやすい説明 ・利用にあたっての代理手続き支援
	・被災以前との空間の大きさのギャップによるストレス、不安	・生活支援相談員による日常的な相談支援 ・仮設内集会所、心のケア支援団体等の活用
	・部屋の使い方がある程度決まっているストレス、不安	
経済面	・家賃、光熱水費等の支払いの不安及び困難	・貸付制度、見舞金制度等の活用
	・その他、財政的不安によるストレス（将来的な不安も含む）	・減免措置制度の活用 ・被災者生活再建支援法の活用
ケア面	・日常的ケア、見守りの課題（コミュニティ崩壊上の課題も含む）	・生活支援相談員による日常的な相談支援 ・民生委員、ボランティア等の協力・支援
	・心的ストレスによるトラブル、課題	・生活支援相談員による日常的な相談支援 ・仮設内集会所、心のケア支援団体等の活用

【仮設住宅設置時期における役割分担】

対応主体	取り組み内容
行政	<input type="checkbox"/> 仮設住宅設置にあたっての考え方の整理(入居の優先順位、割り振り方法等) <input type="checkbox"/> 仮設住宅入居見込者の概算算出 <input type="checkbox"/> 仮設住宅設置場所の検討 <input type="checkbox"/> 仮設住宅資機材の業者発注 <input type="checkbox"/> (仮設住宅が大規模集合型の場合)心身ケア用センター開設の検討・準備および生活支援相談員の設置検討
相談支援事業者、福祉サービス事業者	<input type="checkbox"/> 仮設住宅へのサービス提供の業務継続(BCP)準備
地域組織・団体・災害ボランティアセンター	<input type="checkbox"/> 仮設住宅設置後の日常的見守り体制の検討 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターの本格運営 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターの閉鎖検討、閉鎖後の支援体制の検討
災害時要援護者・家族	<input type="checkbox"/> 引越し準備

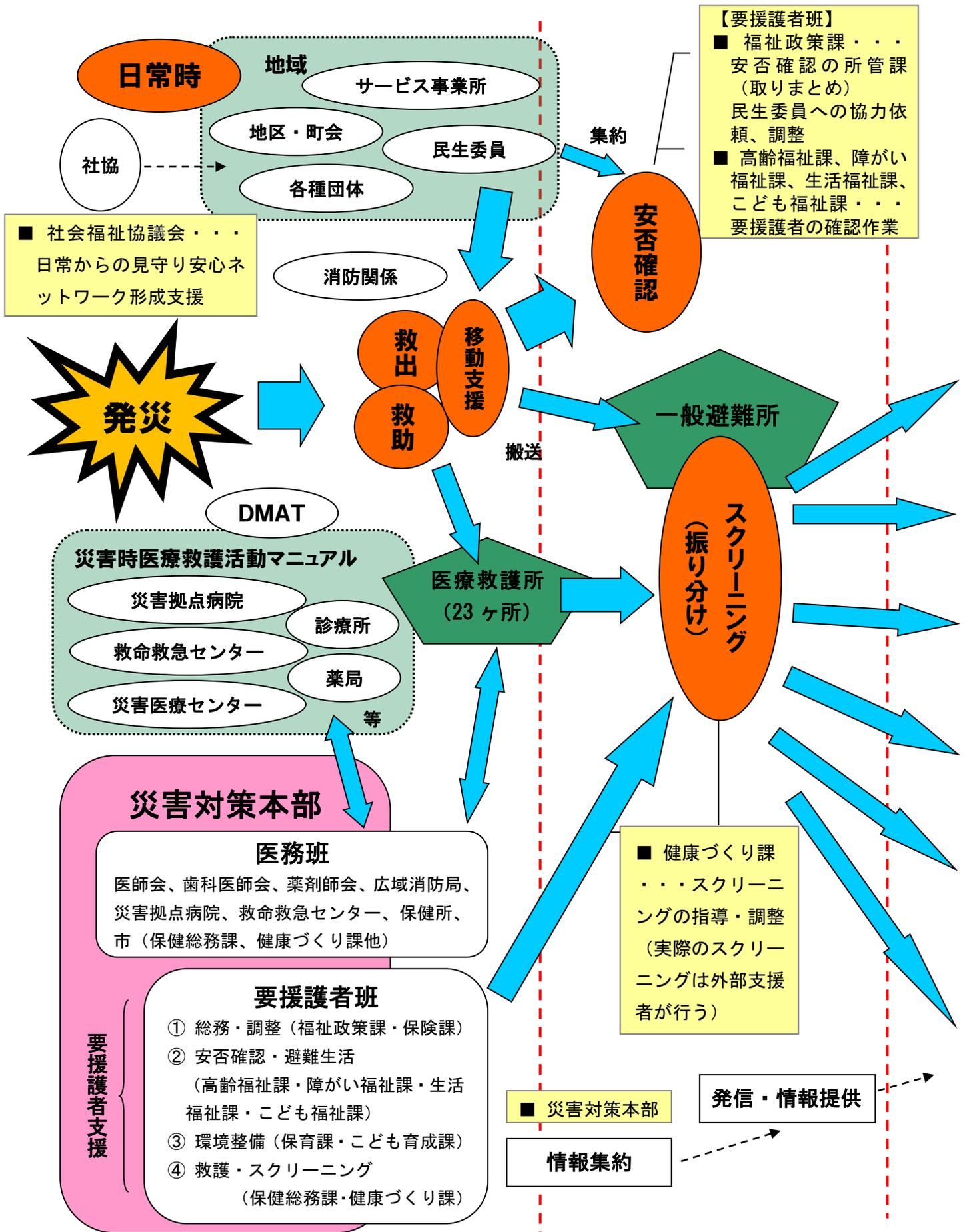
【補足説明】 → P 4 2



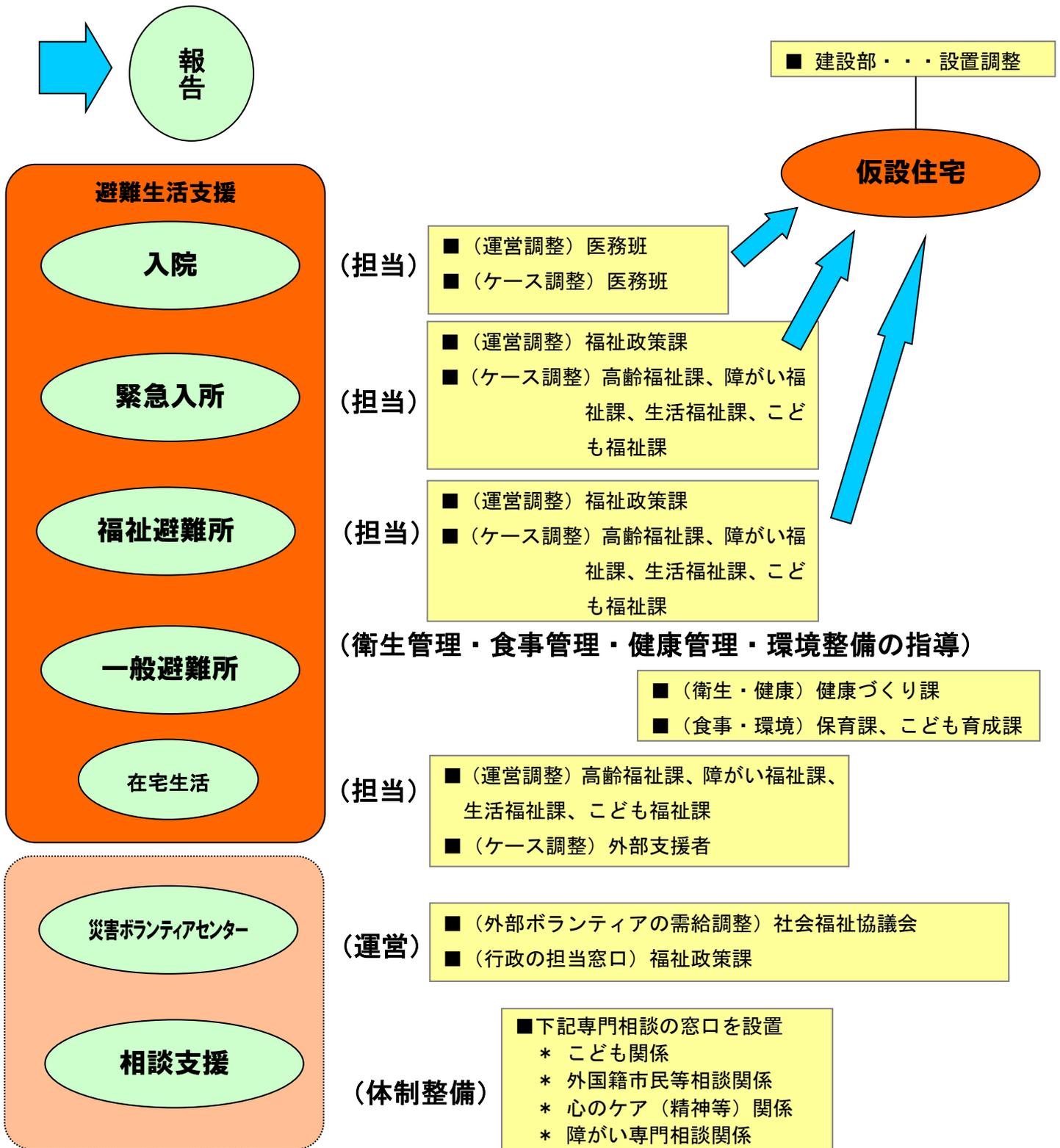
# 資料編

# 時間推移でみる各局面における対応の考え方

(日常時～災害時～復旧・復興期の流れ・フロー図)



(時間の目安)



- 1 岡谷市などで大きな被害が出た平成18年7月豪雨では、急激な河川の水の上昇により、適切なタイミングで避難情報を提供できなかったケースが見受けられました。また、避難勧告等の発令が夜間にも及び、適切なタイミングが見出せず、避難勧告（当時の警戒レベル3の呼び名）を発令できなかったケースも見受けられました。

気象情報からの警報・注意報を収集し、予想される事態への対策を考え、高齢者等が避難先に移動できる時間内に高齢者等避難情報（警戒レベル3）を発令し、被害を最小限にとどめる必要があります。

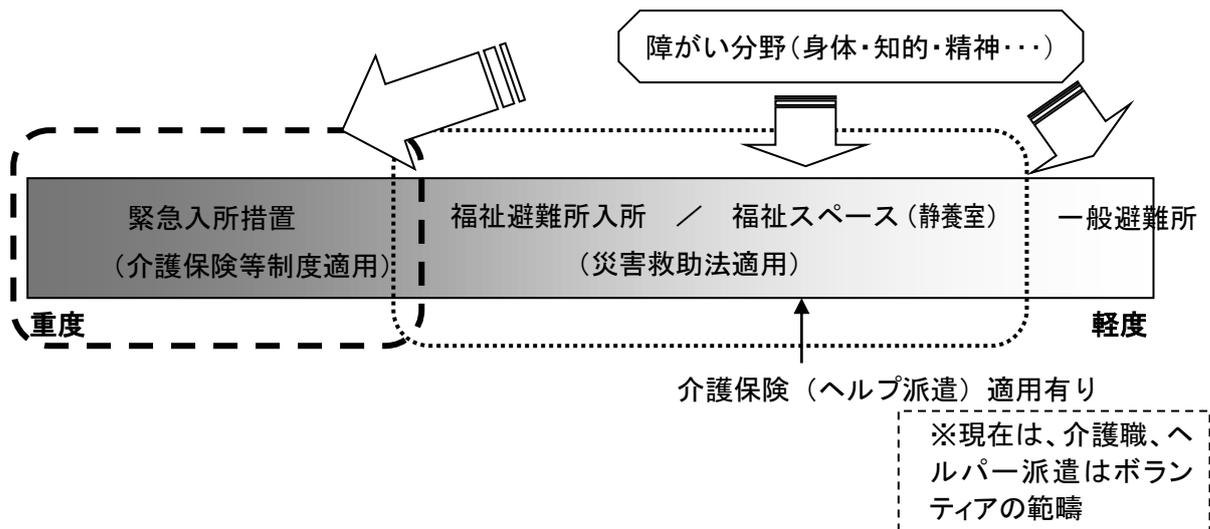
- 2 水害等の事前に被害予測が可能な災害については、高齢者等避難（警戒レベル3）が出る前に、関係部署内でのチーム会議をもち、関係機関に対しての指示命令系統の確認と具体的避難指示についての確認を行います。
- 3 確認後、速やかに各関係機関に対して情報伝達、指示を出し、高齢者避難（警戒レベル3）が発令された場合の対応、準備を促します。各関係機関は事前の協定および申し合わせに基づき、安全な避難誘導を地域、事業者の協力により実施することになります。

- 1 平成7年の阪神・淡路大震災では、生き埋めになったり、建物内に閉じ込められたりした人のうち、生存して救出された人の約95%は自力で脱出したか、もしくは家族や友人・隣人に救助されています。また、平成16年の災害における死亡者・行方不明者の約6割が65歳以上の高齢者でした。
- 2 発災後の救出・救助については、これまでの災害の事例から、直接行政が現場へ赴き、救出・救助活動を行うことは、極めて困難であるといわれています。  
そのため、地域関係者や、福祉事業者等による救出・救助が現実的かつ、有効な方策といえ、日常からの安否確認体制、救出・救助体制の確立が急がれます。
- 3 災害時要援護者の区分に関する考え方は、以下を参考にしながら、平常時から松本市の考え方を明確にしておくことが必要です。  
最も優先すべき要援護者として、寝たきり高齢者や障がいのある人など、数名の援助がなければ移動ができない人・被害によるケガなどにより救助が必要な人が想定されます。  
次に優先すべき人は、一人では逃げられないものの、家族や近隣者のつきそいや援助があれば自ら避難できる人になると想定されます。  
そして、上記よりも避難における困難が低いと想定される比較的元気な高齢者の方などの無事と安全を確認することが求められます。
- 4 災害時要援護者の安否確認の担い手は、民生委員児童委員を中心とする要援護者の方の近くにお住まいの近隣住民、ヘルパー派遣やデイサービスなどを行い日頃から要援護者の方に接している福祉事業者、障がいのある人などが入会している当事者団体等になると考えられます。それらの人々も被災する可能性もあり、安否確認がスムーズに進みそうにない場合は名簿を外部の支援者などに提供して迅速に対応を進めていく必要があります。  
ここで、災害時の名簿公開には本人の同意は必要ありませんが、それでも、不安の大きい被災者にとって心の負担になることがあります。負担をやわらげるよう名簿を参考にしながら周辺の訪問も兼ねるような取組みの工夫や、共感と安心を促すような声かけを前提とした確認作業の迅速化を図る工夫が求められます。

## 【福祉避難所とは】

- 要援護者のために特別の配慮がなされた避難所のこと。災害救助法が適用された場合において、概ね 10 名の要援護者に 1 名の生活相談職員（要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫補助が受けることができます。
- 福祉避難所としては、施設がバリアフリー化されている等、要援護者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、養護学校等の既存施設を活用することが例示として挙げられています。

## 【緊急入所と福祉避難所の考え方について】



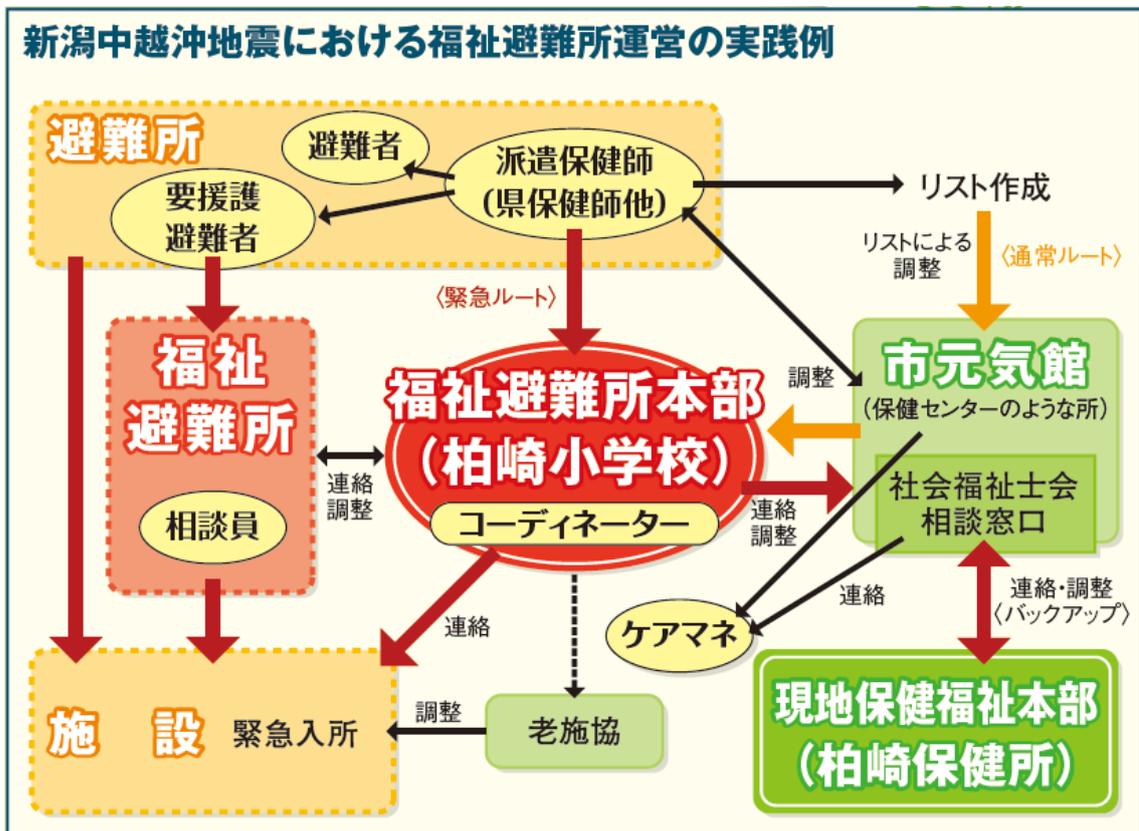
- 1 避難所とは、災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設のことです。地域の学校の体育館などの施設が指定されている場合が多く見受けられます。

避難所となる施設は、自治体ごとに策定される地域防災計画により指定される事が多くなっています。一定期間とはいえ大人数で生活するため、上手に運営を行わなければ、様々な問題が発生します。プライバシーの確保、場所の活用、資材分配、通常生活の地域コミュニティで抱える問題の延長線上の問題、関連死などが発生すると言われてしています。

しかし、阪神・淡路大震災以降、社会福祉協議会や民生委員、災害ボランティアの経験を積んだ組織の活動などにより、安心して快適な避難所の運営を目指した先進的な事例報告が残されています。

- 2 高齢者や障がい者などの災害時要援護者は、一般の避難所の生活では、疲労やストレス、持病の悪化等を原因とする関連死に至る事例が報告されています。このような関連死を防ぐために福祉避難所が制度化されました。

【参考】



- 3 福祉避難所の設置期間は、被災の状況によって設置期間は異なります。災害発生後、3日から1週間で福祉避難所を開設することが望ましいと考えられます。入所された方の様子を踏まえ、また、ライフラインの復旧が進み、地域での生活が可能になれば福祉避難所を閉鎖します。
- 4 福祉避難所の設置・運営は、市が設置し社会福祉法人などと連携して運営します。すばやく拠点を確保し、バリアフリー化を心がけるとともに、ベッドや介護機器など、必要な備品・消耗品を確保します。  
 災害により上下水道に被害がある場合、トイレと入浴の対策は最重要事項になります。そのため、事前協定化などにより、施設や必要な資器材のスムーズな確保を行うことが必要となる場合があります。また、全国各地からの専門職の派遣を要請することも検討します。
- 5 緊急入所および福祉避難所設置については、事前に協定を締結し、非常時に速やかに対応が図られるようにしておくことが重要です。福祉事業者については、公益的立場、社会的使命を鑑みて、災害時における要援護者を守る役割を果たすため、事前協定を市と締結することが求められます

## 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

松本市（以下「甲」という。）と、\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松本市内で大規模な災害が発生した場合において、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の避難援護のために乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することについて、甲が乙に対して協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、松本市災害時要援護者支援プランに基づき、要援護者が支障なく避難生活を送るために特別な配慮がされた避難所を指し、本人及び家族等の介助者を一時的に受入れる施設とする。

（対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者をいう。

（福祉避難所として要請する施設）

第4条 甲から乙へ、福祉避難所として受入れの協力を要請する施設は、別表のとおりとする。

（福祉避難所の開設）

第5条 乙は、前条の要請を受けた時は、対象施設の被災状況や職員の参集状況等に応じて、甲との協議のうえ、受入態勢を整えるとともに、福祉避難所を開設するものとする。

2 甲は、前条の対象施設へ移送を要する対象者の受入れについて、あらかじめ対象施設に電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した書面で要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 対象者の氏名、住所、生年月日、心身の状況、連絡先等
- (2) 介助者を伴う場合は、介助者の氏名、住所、続柄、連絡先
- (3) 緊急連絡先、担当ケアマネジャーの氏名及び所属
- (4) 福祉及び医療サービス利用状況

3 対象者の福祉避難所への受入れ時に、対象者の状況を的確に把握するため、出来る限り家族等の同伴を求めるものとする。

（福祉避難所の開設期間）

第6条 この協定における福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲と乙の協議のうえ、延長できるものとする。

2 甲は、乙が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等が行うものとするが、困難な場合は、甲と乙で協議して、その時の状況に応じた対策をとることとする。

(福祉避難所の運営等)

第8条 福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 乙は、対象施設の職員により、対象者及び家族等に対し、必要な食品、被服、寝具、その他生活に必要な援助を行うものとする。

3 乙は、対象施設の職員により、対象者や家族等の相談等の日常生活上の支援、及び対象者が必要とする福祉サービスや保健医療サービスを受けられるための支援に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の要請により開設した福祉避難所の対象者の受入れに要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の算出は、災害救助法関連法令等の規定に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た個人情報を、当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(必要物資等の協議)

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は協定締結後1年間とし、甲、乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 所在地	松本市丸の内3番7号
名称	松本市
代表者職氏名	松本市長 臥雲 義尚

(乙) 所在地	_____
名称	_____
代表者職氏名	_____

## 資料5

# 福祉避難所の入所対象とその対応についての考え方（例）

大阪府堺市福祉避難所等に関する調査研究報告書より抜粋

## （1）福祉避難所の対象者の検討

いわゆる「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の一連の行動をとるのに支援を要する人々を言い、一般的に高齢者、障害者、特定疾患患者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

要援護者は、場合によって、新しい環境への適応能力が不十分であるため、災害による住環境の変化への対応や、避難行動、避難所での生活に困難を来すが、必要な時に必要な支援が適切に受けられれば、発災後の困難期を乗り切り、自立した生活を送ることが可能である。

なお、要援護者情報の収集・共有に取り組んでいくにあたっては、現在他の市町村の取組状況に関する次の①～③の例等を参考に、対象者の考え方（範囲）を明らかにし、重点的・優先的に進めていくことが重要である。

### 例

- ① 介護保険の要介護度：要介護3（重度の介護を要する状態：立ち上がりや歩行等が自力でできない等）以上の居宅で生活する者を対象としている場合が多い。
- ② 障害程度：身体障害（1・2級）および知的障害（療育手帳A等）の者を対象としている場合が多い。
- ③ その他：一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象としている場合が多い。

### 〈具体的対象者案〉

心身等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所、入院するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者。ただし、本人や家族の希望および福祉避難所の受け入れ可能人数等を踏まえ、次に掲げる者を優先して避難させるものとする。

- ① 車いす利用者、視覚障害者および介護を要する者等で、現に避難している避難所に段差がある等により、一人で移動することが困難な者。
- ② 自閉症、精神障害、認知症等により、集団での避難生活を長期に継続することが著しく困難な者およびその家族で、現に避難している避難所での対応が困難な者。
- ③ 聴覚障害者等、当事者同士のコミュニティやつながりを活かした方が快適な避難生活を営めると判断されるケース。

### 〈福祉スペース（静養室の場合）〉

- ① 心身状況により、一時的に一般避難所においての生活が困難となった者。（回復次第、一般避難所に戻ることが可能な者）

## （2）福祉避難所を利用する可能性のある人数想定

福祉避難所を利用する可能性のある人数としては、要介護者で在宅生活している者や身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等のうち、比較的重度の方が考えられる。また、福祉避難所では対応できないほど重度になれば、施設への緊急入所も考えられる。

### (3) 福祉避難所における体制

福祉避難所の体制については、要援護者支援担当部署や外部支援者（保健師、ホームヘルパー等）が中心となり、自主防災組織、福祉関係者、避難支援者等の協力を得つつ設けるが、例えば次のような者（有資格者、経験者も含む）も含まれるように構成することが考えられる。

① 保健・医療関係者：小中学校の養護教諭や学校医、被災地居住の保健師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー等（外部派遣者含む）

② 地域福祉関係者：民生委員・児童委員、地域福祉推進委員等

#### 業務例

- 避難所における要援護者からの相談対応
- 避難所における要援護者の避難状況の確認、未確認者の確認
- 避難所内・外における要援護者の状況・要望（ニーズ）の把握、対応できないニーズについて、市の要援護者支援担当部署への支援要請
- 要援護者への確実な情報伝達、支援物資の提供、「福祉避難室」（仮称）を含め、要援護者に配慮したスペースの提供
- 避難所において活動する保健師、看護師、ボランティア等との情報共有・連携



災害時の要援護者支援体制構築において、外部から相談支援を行う福祉職や介護・医療支援スタッフの応援を求めることが必要となると考えられる。ケアスタッフは庁内だけでは人材は不足することが考えられ、また市内の人材も被災している可能性が大きいことから、必要に応じて他都市に応援を依頼することや市外からの民間人材派遣を依頼することも考えられる。

災害時に避難所運営の業務全般を行政や施設管理者が担うことには限界があり、また、避難者の自立の面からも望ましいことではない。そのため、自主防災組織等地域住民や施設管理者と連携した取組を図るとともに、日頃から災害ボランティア団体等と避難所運営への関わり方等について協議することが大切である。

### (4) 福祉避難所への入所ニーズの判断

小学校等の各避難所における保健師（外部派遣者を想定）は、要援護者からの相談等に対応するとともに、避難所では対応できないニーズについては、福祉避難所と連絡をとりながら、必要に応じて福祉避難所を紹介する。また、一般避難所である程度対応可能な場合は、必要な支援の内容（例：看護師、介護職員、手話通訳者等の応援派遣、ポータブルトイレ、マット・畳等の物資・備品の提供）を可能な限り具体化して、福祉スペース（静養室）への一時入所を促す。

大規模災害時、避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、避難者全員、または要援護者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、災害医療におけるトリアージのような発想を参考にしつつ、介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応することが重要となる。その際、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応する必要がある。

また、トリアージの判断が一次避難所では難しい場合は、トリアージと搬送を担当するチームを設置する必要がある。

## 資料6

# 福祉避難所におけるスペースおよび備蓄等（例）

大阪府堺市福祉避難所等に関する調査研究報告書より抜粋

福祉避難所においては、一般の避難所と同様の備蓄やそれ以上のスペースを確保するほか、要援護高齢者や障害者に対応するため、一定の配慮が必要である。特に介護用ベッドや手すりのついたポータブルトイレ、ストームの用意等が考えられる。

これらについては、かさばるものもあるため、あらかじめ市内の福祉用具事業者に災害発生時の提供を依頼することが考えられる。

また、災害時要援護者が必要とするもののリスト例として次のような物が考えられる。医療的ケアについては医師等の専門職と専門設備がないと困難が予想される。

### 物資の例 福祉避難所に必要と考えられる

- 食料(高齢者・障害者等へのやさしい食事、温かい食事、おかゆ、乳幼児への粉ミルク、離乳食、缶詰、レトルト食品)、水、浄水器、ポット、哺乳びん、カセットボンベ、カセットコンロ
- テント、簡易ベッド、介護用ベッド、毛布、タオルケット、マット
- 簡易トイレ(障害者に利用しやすいもの、洋式のもの望ましい)、障害者用携帯トイレ
- 高齢者、障害者用の車いす、電動車いす
- 緊急連絡カード、白杖、点字盤、老眼鏡、補装具、非常ベル、ペンライト、懐中電灯
- 間仕切り用資材、カーペット
- テレビ(文字放送つき)、ラジオ(見えるラジオ)、ファックス、パソコン、携帯電話、洗濯機、掃除機等の電化製品、暖房器具、予備用電池、絵本、おもちゃ
- 毛布、下着類、タオル等の生活用品
- 衛生用品(紙オムツ、タオル、おしりふき、ティッシュ)、着替え、下着
- 発電機
- アンビューパック(手動式人工呼吸器)

## 資料7

# 福祉避難所における運営の流れ（例）

### 〈朝〉

- ゴミのまとめ
- 朝食 7:30~8:30
- 口腔ケア(食後)
- 身だしなみ・介助…うがい、歯磨き
- 服薬確認…水で飲んでいただく

### 〈昼〉

- 昼食準備 12:00~
- レクレーション(軽体操) 14:30~
- おやつ 15:00~

### 〈夕〉

- 夕食準備 17:30~
- 夕食 18:00~



避難所運営におけるポイントとして、情報発信、衛生管理、食事管理、健康管理、心のケア等です。その他として、以下の項目が重要です。

### 1 避難所運営委員会の設置支援

避難所においては、刻々と状況が変化し、それに伴い多くの福祉課題が噴出し、早急な情報収集と結論が求められます。立場の弱い者の意見が反映されることは極めて稀であり、行政主導もしくは声の大きい、立場の強い者の声により意思決定がなされる傾向があります。日頃から「よりよい状況づくりをめざし、協議すること」に慣れていない地域で、その傾向が顕著です。

ここでいう協議とは、個々人の声に耳を傾けながら一番深刻な課題やニーズに対しての対策や配慮を検討しながら合意していくプロセスと考えます。非常時において、声を出しにくい方の安否確認や支援の遅れといった致命的な事態を防ぐ可能性を含んでいます。

避難所では、協議し、合意を図るための機関として、被災者代表者による避難所運営委員会が設置され、諸処の課題に対し、検討を行う例が増えてきています。避難所運営のルールやマナーを住民の総意により確定し、自発的に管理運営する力を発揮することも可能です。本市としても、避難所が設置・運営された早い段階で、上記の点を踏まえた被災者による避難所運営委員会が設置されるよう、経験者からノウハウ提供を受けるなど最善の支援を行う必要があります。

### 2 人的応援の確保とシステム化

災害発生から避難所移行期にかけて、迅速に多様な人材を確保する必要が生じます。要援護者支援においては、県内外等に対し、福祉・保健の専門職員の要請を行い、体制の強化を図ることが重要です。

具体的には、緊急入所を実施する施設及び福祉避難所の運営、避難所の要援護者の支援を行うために職員が派遣され、必要な保健・福祉職員を確保することにより、避難所等の福祉水準の安定を図ることが責務となります。

福祉・保健の専門職員については、医師、看護師、保健師、介護職員（介護福祉士、ヘルパー2級程度）、社会福祉士、精神保健福祉士、手話通訳士、理学療法士、作業療法士等が想定されます。

### 3 災害ボランティアセンターや外部応援部隊との連携

災害発生後、社会福祉協議会を中心とした災害ボランティアセンターが立ち上がり、被災者支援を行うこととなります。信頼できる団体との連携は、要援護者支援体制の構築に役立ち、ゴミの運び出し、家屋復旧、住宅相談も「福祉ニーズ」として対応を促すことが可能です。

一方、必ずしも連携が効果的でない団体も現地入りし、現地での活動を展開します。本市では先ず社会福祉協議会との連絡調整を行い、市として連携することが重要です。

1 仮設住宅設置にあたっては、避難所生活時期の早い段階で、設置にあたっての考え方をまとめ、場所の検討及び業者発注準備に取り掛かる必要があります。

平成 19 年の新潟中越沖地震においては、災害発生後、約 1 ヶ月かかり、迅速かつ適正な対応を図ることが求められます。また、スムーズな仮設住宅入居を図るために、応急危険度判定から罹災証明までの時間を極力短くすることも重要です。

応急仮設住宅に入居する要援護者層については、これからの生活における留意点（家賃、光熱水費等の支払い、設置備品の使用方法、電話等の契約方法等）をわかりやすく説明し、トラブルや困りごとの軽減につとめることが重要です。

2 各種保健福祉サービスなどの継続提供（BCP）

大規模災害時は、福祉サービス提供施設や福祉サービス提供者も被災し、福祉サービスの継続のために必要な人員や施設の確保が困難となります。

また、避難所等における要援護者への福祉サービスの提供のための介護職員の確保も重要です。そのため、他の地方公共団体からの広域的な応援派遣・受入も活用しつつ、発災後も福祉関係部局に必要な人員を確保し、関係者と緊密な連携を図ることが求められます。

特に最近、大規模地震などの災害による被害の軽減を図るため、行政・民間における業務継続（BCP）に向けた取組みに重点が置かれています。その観点からも、発災後も可能な限り速やかに介護認定審査会を開催するなど、新規認定や要介護度の変更等をはじめ介護保険制度関係業務の継続を図ることや福祉サービス提供者もデイサービスの早期再開等を図ることが重要です。

## 資料10 避難行動要支援者名簿の推進について

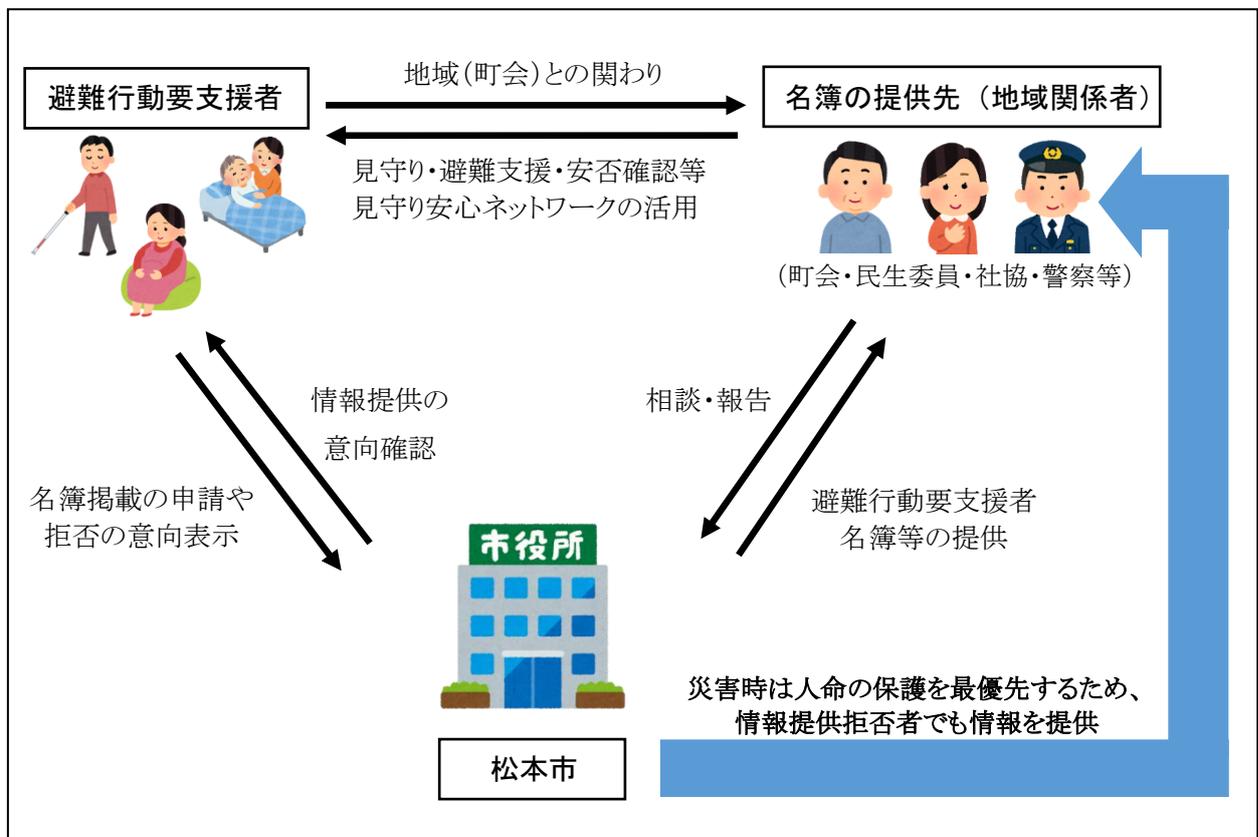
### 1 名簿の目的・概要

災害発生時に、地域の理解と協力により市民の生命の安全を図るために「松本市避難行動要支援者名簿」の活用を推進します。

#### (本名簿の目的)

災害発生時に、地域の理解と協力により住民の生命の安全を図ります。住民一人ひとりが自助と共助の精神を持ち、自ら災害対策を講じることを前提としつつ、近隣で可能な範囲での助け合いの体制づくり（見守り安心ネットワーク）に参画することで、地域づくりの取組みに貢献することを目的とします。

#### 【避難行動要支援者名簿の流れ】



#### (名簿掲載の対象者)

避難行動要支援者とは、要援護者（要配慮者）のうち災害が発生したときや発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難で特に支援を必要とする方です。例えば、避難所まで移動が困難な人、持病や障がいなどで避難所での生活に困難をきたす人、集団での適応が困難な人、情報を受け取ること・発信することが困難な人（※）などです。なお、施設入所者は名簿掲載の対象とはなりません。

(※) 避難行動要支援者の具体的イメージ（例）

- \* 視覚、聴覚、言語、知的、精神障がいなどで災害察知が困難、または救助が必要な人
- \* 自力で起き上がれずに、排泄・入浴等に介助が必要な高齢者・障がい者、一人暮らし高齢者
- \* 複数の乳幼児を抱える家庭、妊産婦

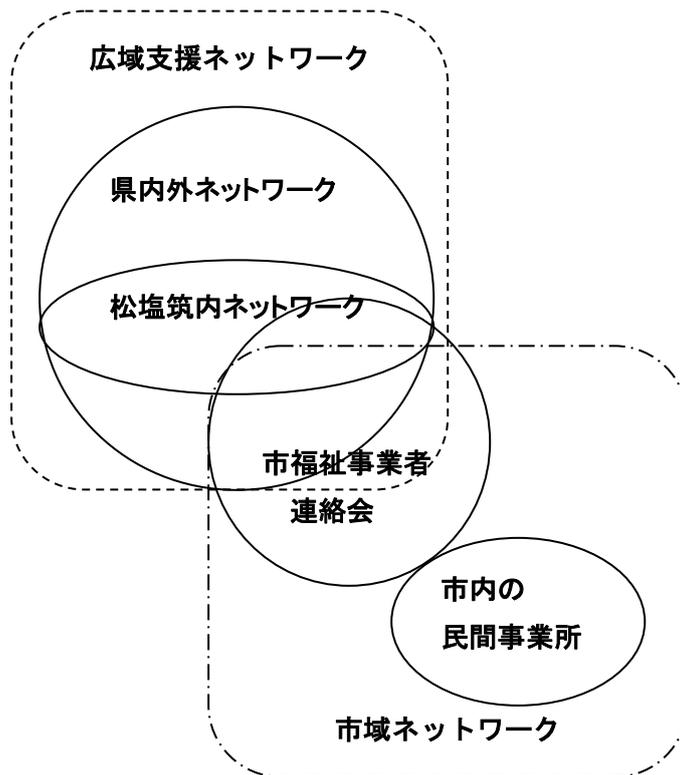
者

\* 日本語の不自由な外国籍市民 等

## 2 平常時からの要援護者支援について

本名簿は、従来から取り組まれている「見守り安心ネットワーク」と連動させることで、さらなる小地域ネットワークの形成や自治力の向上をめざします。また、本名簿は地域ケアシステムのニーズ把握の機会として大いに活用し、本市の地域ケアシステムを検討していくため、積極的に取組みを進めていきます。

### 【広域支援ネットワークと松本市域ネットワーク】



### サービス事業者とのネットワーク・連携

災害時の要援護者支援を想定する場合、日常からサービス提供を受けている利用者（要援護者）にとって、サービス事業者は安心で心強い存在です。また、災害時には比較的難易度の高い介護サービスが求められる傾向から、福祉・保健サービスを行う専門職員の連携・協力体制は、要援護者を支える上で、必要不可欠な存在といえます。

特に、平成 19 年度の新潟中越沖地震では、社会福祉法人が中心となり、要援護者支援の受け皿の確保、介護職員派遣を行いました。コーディネートは新潟県老人福祉施設協議会（新潟県老施協）が担い、全国老人福祉施設協議会（全国老施協）が広域支援にあたりました。本市においても、日常からの地域ケアシステム構築を念頭に置きながら、社会福祉法人を核としたサービス事業者とのネットワークを形成していくことが重要と考えます。

例えば、安否確認体制確立に向けた連携・協議、災害時の活動及び福祉避難所設置についての連携・協議、避難生活時期における社会福祉法人（社会福祉施設協議会）との事前協定のあり方等の検討を通じて、緩やかなネットワーク

を形成します。

## 資料 1 1

# 知っておきましょう。「個人情報保護」の基礎知識

### (1) 個人情報保護法とは…

「個人情報保護法」とは、正式名称を「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)といい、平成16年4月より全面施行されました。個人情報に関して本人の権利や利益を保護することを目的に、個人情報を取り扱う事業者などへ一定の義務を課す法律です。また、個人情報の適正な取り扱いが実現されるよう、行政に対して必要な措置を求めているほか、一定以上の件数の個人情報を体系的・継続的に保有する事業者に対し、取得や保存・利用に関する義務や、違反時の罰則などを定めています。

### (2) 個人情報保護法における「個人情報」とは何か

- 生存する個人の情報のみを指します。
- 特定の個人を識別できる情報を個人情報としています。
- 個人の人格尊重の理念のもと、守らなければならないものです。
- 災害時等、個人の生命や財産を守る場合は第三者提供の可能性が示唆されています。
- そのため、提供したくなる・守られたくなる地域づくり、目的・活用方法・管理方法の明文化と徹底が求められます。

### (3) 苦情処理などのためにプライバシー保護と個人情報保護の違いを理解しておきます

- 個人情報保護は、個人情報保護法に依拠しています。生存する個人の識別情報の管理に関する考え方のルールの徹底を目的としています。
- プライバシー保護は、民法に依拠しています。覗き見、干渉、知られたくない気持ち等、プライバシーに関する本人の意思を尊重することを目的としています。
- プライバシー保護の観点に立つ対応や、個人情報保護の徹底と説明責任や誠実な苦情対応を心がける姿勢が求められます。

### (4) 同意方式・情報共有方式・手上げ方式

#### 同意方式

市町の消防防災部局と福祉部局、自主防災組織や福祉関係者等が災害時要援護者本人を訪問し、直接、個人情報の共有化の了解を得て必要な情報を把握する方式です。

#### 情報共有方式

市町において、福祉関係機関などが保有する災害時要援護者情報を防災関係機関も日常時から共有する方式です。本人以外からの個人情報の収集及び個人情報の目的外利用・提供は、通常、市町の個人情報保護条例では原則、禁止とされているので、条例の例外規定に照らして要援護者情報の活用を検討することとなります。

#### 手上げ方式

災害時要援護者名簿等への登録を希望する者を募り、登録した人について避難支援の方法を検討する方法です。

### (5) 災害時の個人情報の扱い

災害時に備え市町は、要援護者への支援を行うことが想定される民生委員や自主防災組織をはじめとした支援者等に対して、要援護者の生命と暮らしを守る観点と市町の個人情報保護条例を照らし合わせ、要援護者情報の提供をするかどうかを検討することとなります。その際、支援者間でプライバシー保護に対する配慮について、話し合い、地域全体での助け合い活動に対する信頼と理解を得られるよう心がけます。

## 資料 12 関係法令等

### 1 災害救助法（昭和二十二年十月十八日 法律第百十八号）（関係箇所抜粋）

#### 第二章 救助

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

#### 第三章 費用

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

第三十条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

### 2 災害救助法による救助の実施について（関係箇所抜粋）

昭和40年5月11日付け 社施第99号 各都道府県知事あて厚生省社会局長通知

#### 第5 救助の程度、方法及び期間に関する事項

##### 1 救助の実施時期

##### 2 救助の種類別留意事項

##### (1) 収容施設の供与

##### ア 避難所

(オ) 「福祉避難所」の対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、「避難所」での生活において特別な配慮を要する者であること。

また、「福祉避難所」における特別な配慮のために必要となる費用とは、概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等を配置するための費用、高齢者、障がい者等に配慮した簡易便器等の器物の費用及びその他日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の費用とすること。

### 3 大規模災害における応急救助の指針について（関係箇所抜粋）

平成9年6月30日付け 社援保第122号 各都道府県災害救助法主管部（局）長あて 厚生省社会・援護局保護課長通知

#### 第2 応急救助の実施

##### 1 避難所の設置

###### (3) 避難所の周知

ア 避難所を指定した場合は、広報紙等により地域住民に対し周知を図るとともに、防災の日等に年1回以上は広報を行うなど、周知徹底を図ること。特に福祉避難所については、要援護者やその家族等に対して福祉避難所の場所や名称の周知を図ること。

###### (11) 管理責任者の役割

避難所の管理責任者は、概ね次の業務を行うこと。

イ 被災者台帳に基づき、常に被災者の実態や需要を把握すること。救助に当たり特別な配慮を要する者を把握した場合は、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うための連絡調整を行うこと。

##### 4 生活必需品の提供

(1) 被服、寝具などの生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合にただちにこれを提供できるよう、備蓄の推進、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。

また、要援護者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗器材を法第23条第1項第3号に基づき給与することが可能であるとともに、福祉避難所においては、これらの消耗器材の費用を特別な配慮のために必要な通常の実費として加算することができることとなっている。このため、これらの消耗器材についても、備蓄の推進、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。

#### 第3 応急救助に当たり特別な配慮を要する者への支援

##### 3 避難所における支援対策

###### (3) 福祉避難所の指定

ア 要援護者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。以下(3)、(4)及び(5)において同じ。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこと。

イ 福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された老人福祉センター及び特別支援学校等の施設とすること。また、平成12年度より入所施設附設の防災拠点型地域交流スペース整備事業が実施されたところであり、本事業を活用して入所施設を福祉避難所として積極的に整備すること。

ウ 福祉避難所を指定した場合は、その施設の情報（場所、収容可能人数、設備内容等）や避難方法を要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

###### (4) 福祉避難所の量的確保

あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、厚生労働省と協議の上、社会福祉施設等における設置や公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げにより対応すること。

###### (5) 福祉避難所への避難誘導

ア 災害が発生し必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を設置し、被災した要援護者を避難させること。なお、要援護者の家族についても、避難状況等を勘

案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させて差し支えないこと。

イ 避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、都道府県又は市町村職員等が協力して介助等を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を設置する施設等の協力を得ること。

(6) 福祉避難所の管理・運営

ア 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うこと。

イ 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。

ウ 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整しておくこと。

エ 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めること。

#### 4 介護保険法関係（関係箇所抜粋）

【介護保険法】第四章 保険給付

（特例居宅介護サービス費の支給）

**第四十二条** 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。

一 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

（居宅介護サービス費等の額の特例）

**第五十条** 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

【介護保険法施行規則】第三章 保険給付

（居宅介護サービス費等の額の特例）

**第八十三条** 法第五十条各項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。



**松本市災害時要援護者プラン マニュアル編(行政用)**

**平成 23 年 2 月発行(改訂:令和 3 年 2 月)**

**発 行:松本市健康福祉部福祉政策課**

**〒390-8620 長野県松本市丸の内 3 番 7 号**

**TEL(0263)34-3000**

**編 集:有限会社 コラボねっと**

**〒663-8201 兵庫県西宮市田代町 14 番 8 号 105**

**TEL(0798)64-5849**